



福島県沿岸を航行される皆様へのお願い

～特に内航船、漁船、プレジャーボート等の小型の船舶～

～福島第一原子力発電所周辺の警戒区域への立入り制限について～

福島第一原子力発電所(37 - 25.5N、141 - 02.0E)から半径20キロメートル圏内(南相馬市沖合を除く)は、原子力災害対策特別措置法に基づき、一般船舶の立入りが制限される警戒区域となっていますので、この区域に入らないコースでの航行をお願いします。

～警戒区域に到達する前に荒天避泊等を！～

これから、季節風などで海上模様が悪化する日が増えます。荒天時に比較的平穏な海岸寄りを航行せざるを得ない小型の内航船、漁船、プレジャーボート、ヨットなどが福島県沿岸を航行しようとする場合は、事前に、気象・海象を十分調査の上、警戒区域の沖で荒天に遭遇するおそれがある場合は、出港時期の調整や最寄りの港湾その他安全な海域で避泊を行う等により、自船の安全を確保するようにお願いいたします。

がんばろう！東北



福島県沿岸の立入り制限海域

